

水巻町こども計画

<概要版>



令和7年3月

水巻町

I 計画の概要

1. 計画策定の背景

全国的に少子化の進行や人口減少に歯止めがかかっておらず、本町のみならず全国的な課題となっていることに加えて、子どもや子育て家庭を取り巻く課題は複雑化・多様化しており、対策が求められています。

こういった中で令和5年4月に示された「こども基本法」及び「こども大綱」では、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会としての「こどもまんなか社会」を目指すものとして示されています。

このたび策定する「水巻町こども計画」（以下「本計画」という。）は、本町の実情を踏まえながら、こども施策を総合的かつ強力に推進するために、「市町村子ども・子育て支援事業計画」「市町村子どもの貧困対策計画」「市町村子ども・若者計画」としての内容を包含し、子どもや若者への施策・事業を一体的に策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項に定める「市町村こども計画」であり、本町におけるこども施策に関する事項を定める計画です。

また、本計画は、こども大綱の内容やこども施策に関連する計画（「子ども・子育て支援法」「こどもの貧困解消法」「子ども・若者育成支援推進法」等）を包括するものとして策定しています。

さらに、本計画は「水巻町総合計画」を上位計画とするほか、「水巻町福祉総合計画」をはじめとした福祉・健康・医療・教育などの分野別計画と整合、連携を図りながら策定します。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行っていきます。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第2期計画							
		水巻町こども計画					

Ⅱ 計画の基本的な方向性

1. 基本理念

これまで、本町では平成27年3月に策定した「すくすく・のびのび子育てプラン（水巻町子ども・子育て支援事業計画）」で、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保と業務の円滑な実施を図り、「社会全体で取り組む子育て支援」を目指し、「明日へはばたくこどもたちを、地域みんなで育むまち『みずまき』」を基本理念として掲げ、これまでの計画にて、その基本理念を継承してきました。

そのような中で、こども大綱などに示されたように国では「こどもまんなか社会」を目指すことを掲げ、こども・若者を当事者の目線も含みながら、一元的に支える方針を打ち出しました。本町においても、この流れを汲みながら、こどもも若者も親も皆が夢を育み、笑顔で過ごせるまちを目指していく必要があります。

そういった背景を踏まえ、本計画では計画の基本理念を以下のように設定し、こども施策に取り組んでいきます。

<基本理念>

親も地域も一緒に育つ

こどもまんなか社会を目指すまち みずまき



2. 計画の基本目標

基本理念の実現を目指すために、以下の基本目標を掲げて施策を推進します。

(1) ライフステージ共通施策

1. こども・若者の権利を守る

「こども基本法」及び「こども大綱」においては「こどもの権利」の保障が最重要項目として掲げられ、すべてのこどもや若者たちが健やかに育つことができる「こどもまんなか社会」を目指すこととしています。一方で、「こどもの権利」に対する認知が進んでいない部分もあるほか、それとあわせて国が進める「こどもの意見表明」に関しても周知をしていくことが求められています。こういった背景を踏まえて、こどもや若者の権利が守られ、自らの意見を表明することができる環境形成を目指します。

2. こども・若者の居場所をつくる

「こども大綱」において、家庭でも学校でもない第3の居場所としての「こどもの居場所」づくりが重視されています。こどもや若者が安心して過ごせたり、勉強ができたり、交流や体験ができる場所をつくり、豊かな感性を育めるような居場所づくりに取り組みます。

3. 子育て家庭の生活を支援する

子育て家庭が抱える問題は多様化しており、経済的な問題から保健・福祉的な問題、また近年ではヤングケアラーのように様々な要因が複合化したような問題も生まれています。そういった様々な問題を取り巻く子育て家庭が安心して暮らせるよう生活の支援をできる体制整備に努めます。

(2) ライフステージごとの施策

(乳幼児期から児童・生徒、若者世代、妊娠出産期それぞれへの支援)

これまでの子育て支援の取り組みにおいても「切れ目のない支援」は重要な項目であり、乳幼児期から小学生、その後、次代の親になるまで伴走できるよう、切れ目なく保健・福祉の取り組みを進めるため支援体制を構築します。

また、教育分野においても保育園・認定こども園から小学校、小学校から中学校への接続などが重要視されており、保健・福祉・教育の取り組みはライフステージに応じて適切な支援を行い、切れ目のない支援体制の構築をします。

3. 計画の体系図

基本目標に基づき、本計画では以下のように施策を展開し、こども・若者への支援を行います。

		基本目標	基本施策
《基本理念》 親も地域も一緒に育つ こどもまんなか社会を目指すまち みずまき	ライフステージ共通施策	1. こども・若者の権利を守る	(1) 「こどもの権利」の理解促進 (2) こどもの意見表明 (3) こどもの命を守る取り組み (4) ヤングケアラー・性的マイノリティ・外国人のこども等への支援
		2. こども・若者の居場所をつくる	(1) 多様な遊びや体験、社会参画の推進 (2) こどもや若者の居場所づくり
		3. 子育て家庭の生活を支援する	(1) 子育て世帯への経済的支援 (2) 家族・地域とともにこどもを育む環境づくり (3) 児童虐待の防止 (4) こどもの貧困の解消 (5) ひとり親家庭への支援 (6) 障がいのあるこども・若者への支援
	ライフステージごとの施策	1. 乳幼児期への支援	(1) 乳幼児の健康保持 (2) 育児への支援 (3) 幼児教育・保育環境の充実
		2. 児童・生徒への支援	(1) 児童・生徒の健康保持 (2) 学校教育の充実と環境整備 (3) 学校外での活動に対する支援 (4) 不登校・ひきこもり等に対する支援
		3. 若者世代への支援	(1) 高等教育の充実と環境整備 (2) 社会参画に対する支援 (3) 若い世代の生活の基盤の安定への支援 (4) 出会い・結婚応援の推進
		4. 妊娠出産期への支援	(1) 男女ともにワーク・ライフ・バランスを両立できる環境整備 (2) 次代の親の育成 (3) 出産前後の母親や子育て世帯への支援

Ⅲ 施策の展開

ライフステージ共通施策

1. こども・若者の権利を守る

(1) 「こどもの権利」の理解促進

すべてのこども・若者、また周囲の大人たちが、「こどもの権利」について理解を深め、こどもや若者が、自分たちが権利の主体であり、自らを守る方法や困難を抱えるときに助けを求め、回復する方法を学べるよう、「こどもの権利」に関する理解促進や人権教育を進めます。

(2) こどもの意見表明

こども・若者が社会の一員としての主体性を高めることができるよう、こども・若者の意見を十分に聞き、施策の反映に努めるための支援を行い、安心して意見を述べる機会の提供や社会参画の機会の確保に努めます。

(3) こどもの命を守る取り組み

悩みを抱えるこどもや若者がこころの健康を維持できるよう啓発や支援体制の整備に取り組むとともに、犯罪や事故、災害による被害を防ぎ、こどもたちの命を守る取り組みを進めます。

(4) ヤングケアラー・性的マイノリティ・外国人のこども等への支援

ヤングケアラーをはじめとしたこどもに関わる複雑化・多様化した福祉課題について、分野横断的に取り組みを進めます。また、こども・若者が持つ属性や背景についても性自認・性的指向や国籍などが多様化しており、そういったこどもや若者に対する支援にも取り組みます。

2. こども・若者の居場所をつくる

(1) 多様な遊びや体験、社会参画の推進

多様な遊びや文化・芸術活動、スポーツ活動などをこどもの頃から大人になっても続けられるような環境を整備し、住民が積極的に生涯学習の機会へ参加できるよう取り組みます。

(2) こどもや若者の居場所づくり

こどもたちが家庭や学校以外の場所でも安心して過ごし、遊べる環境を、関係団体や法人、地域とも協力しながら、こどもたちの居場所づくりを進めます。

3. 子育て家庭の生活を支援する

(1) 子育て世帯への経済的支援

国や県の制度等に準じながら、適切な経済的支援を行うことで、すべての子育て世帯の日常生活や経済的な負担を支援します。

(2) 家族・地域とともにこどもを育む環境づくり

家庭の中での親子の関わりを通じて、社会規範を習得できるように、保護者に向けた家庭教育の啓発を行うとともに、地域の中の多世代交流などを促進し、地域コミュニティにこどもや若者、子育て世帯が参加できる環境づくりを進めます。

(3) 児童虐待の防止

虐待はこどもの心身の成長や人格形成に大きく影響を与えるものであり、適切かつ迅速な対応が求められているため、相談窓口や相談体制の整備、関係機関と連携した支援等を行い未然予防、早期発見・早期対応、社会的養護等に取り組めます。

(4) こどもの貧困の解消

貧困の課題を抱えたこども・若者や子育て世帯に対する支援体制の強化を図り、保健・福祉・教育分野などの各機関と連携しながら、こども・若者の生活をしっかりと支える環境づくりを進めます。

(5) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭は、そうではない家庭と比べて経済的なことや保護者の仕事の都合により、比較的複数の課題を抱え込みやすい傾向にあります。ひとり親家庭の親子が家庭の時間を確保しつつ、そうでない家庭と同じような生活を送ることができるよう支援の充実に取り組めます。

(6) 障がいのあるこども・若者への支援

近年、障がいのあるこども・若者が増加する中で、こども・若者自身の日常生活機能の発達という観点と、保護者の心身の負担を軽減するという観点から、関係機関と連携した適切な支援体制の構築、教育課程や就職への支援体制の構築などに取り組めます。

ライフステージごとの施策

1. 乳幼児期への支援

(1) 乳幼児の健康保持

乳幼児健診における疾病の早期発見、早期治療、ライフステージに応じた保健指導を行い、保護者がこどもの成長・発達について学習できる機会となるよう努めるとともに、ライフステージに応じた食品（栄養素）摂取が実践できる力を育む食育を推進します。

(2) 育児への支援

就学前児童の保護者が、育児をする際に親子のコミュニケーションや健全な育成を目指すために必要な支援を行います。

(3) 幼児教育・保育環境の充実

保護者が安心して預けられる保育環境の形成のため、各種保育サービスについて改善を図りつつ、保育士等の支援事業を充実させ、本町の保育・幼児教育を担う人材の確保に向けた取り組みを行います。

2. 児童・生徒への支援

(1) 児童・生徒の健康保持

こどもの心身の健康の維持は、こどもたちが健やかに育つうえで欠かせないことから、こどもたちの心身の健康を守り、健やかな成長ができる環境形成に努めます。

(2) 学校教育の充実と環境整備

「生きる力」を育むための教育を推進するために、それぞれの教育プログラムの充実や学校における学習の質の向上に取り組み、特色ある学校づくりに努めるとともに、保幼小中の連携・接続を図り、それぞれの就学・進学時期にまつわる課題の解消に努めます。

(3) 学校外での活動に対する支援

近年はキャリア教育やグローバル教育といった、将来を見据えた学びが学校教育の現場でも重視されていることから、学校外でこどもや若者がそういった学びを得られる環境を作ります。

(4) 不登校・ひきこもり等に対する支援

学校での問題や本人の意思などにより、不登校児童が増加しているほか、そういった児童がそのままひきこもりになってしまうケースが見られることから、不登校やひきこもりの対策を進め、すべてのこどもや若者が社会とのつながりを維持できるような仕組みづくり・居場所づくりに努めます。

3. 若者世代への支援

(1) 高等教育の充実と環境整備

すべてのこどもが自分の将来のために、様々な進路を選択できるよう学習支援や経済的支援を行います。

(2) 社会参画に対する支援

地域の中で若者も活躍できるよう参加しやすいイベントや交流事業を行い、地域活動への参加を積極的に促します。

(3) 若い世代の生活の基盤の安定への支援

雇用の場の確保により若者の定住や定着を促し、さらに、安定的で継続的な収入を得ることで、新たな家庭の構築や、安心してこどもを産み育てることのできる環境づくりにつなげます。

(4) 出会い・結婚応援の推進

結婚を望んでいながら出会いの機会がない若者を対象に、出会いの場を提供するなど、結婚を応援します。

4. 妊娠出産期への支援

(1) 男女ともにワーク・ライフ・バランスを両立できる環境整備

住民への男女共同参画の意識の啓発に努めるとともに、企業に対して、従業員の仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）を維持できるような就労環境の形成を働きかけます。

(2) 次代の親の育成

まだ出産をしていない夫婦や、これから結婚をし、こどもを持ちたいと考えている若者に対して、こどもを育てることに対するイメージを持ってもらうため、次代の親となるために出産や育児について学ぶ機会を提供します。

(3) 出産前後の母親や子育て世帯への支援

出産前後の母親が悩みや不安を抱え込むことがないように、相談支援の充実にも努めるとともに、産後ケアなどに対してもアプローチができる体制づくりを行います。

Ⅳ 量の見込みと確保方策

本町では、子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援に関する事業（幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援事業）の充実に向けて、第2期計画の実績に基づきながら、ニーズ調査の結果も加味し、今後5年間の利用見込みと確保方策（確保の内容・量）を設定しました。

なお、本計画から子ども・子育て支援事業に6つの新たな事業が追加され、全部で20の事業を実施します。

■計画で量の見込みと確保方策を算出した事業一覧

●1号認定（幼稚園）、2号認定、3号認定（保育園・認定こども園）それぞれの利用者数

- | | |
|---------------------------------|-----------------------------|
| ①延長保育事業 | ⑪養育支援訪問事業 |
| ②放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） | ⑫妊婦健康診査事業 |
| ③子育て短期支援事業 | ⑬実費徴収に係る補足給付事業 |
| ④地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業） | ⑭多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 |
| ⑤保育所の一時預かり事業 | ⑮子育て世帯訪問支援事業 |
| ⑥幼稚園の預かり保育事業 | ⑯児童育成支援拠点事業 |
| ⑦病児・病後児保育事業 | ⑰親子関係形成支援事業 |
| ⑧子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） | ⑱妊婦等包括相談支援事業 |
| ⑨利用者支援事業（こども家庭センター） | ⑲乳児等通園支援事業 |
| ⑩乳児家庭全戸訪問事業 | ⑳産後ケア事業 |

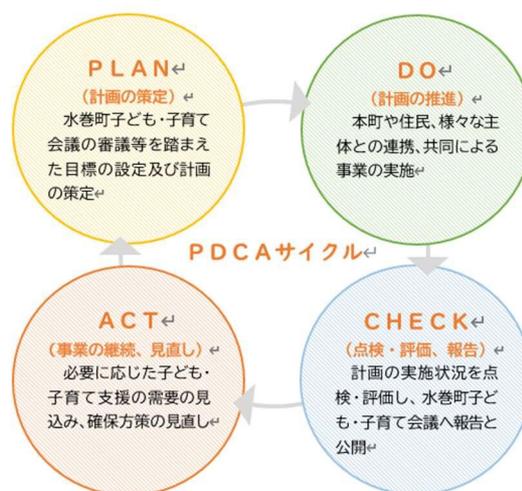
V 計画の推進について

計画の推進の体制については、本計画の策定部署となる子育て支援課を中心に、幼児期の学校教育、保育及び子育て支援の庁内関係部署などをはじめとした、子どもや若者、子育て支援に関わるすべての関係機関・事業者等の参画を積極的に得るなどして、計画の着実な実施や推進を図ります。

また、水巻町子ども・子育て会議を定期的で開催し、社会全体、地域ぐるみで「こどもまんなか社会」の実現に取り組みます。

計画の進行管理については、施策の実施状況等について各年度に点検を行います。また、水巻町子ども・子育て会議を通じて、住民や子ども・子育てに関わる関係者の意見も参考にしながら評価を行い、進捗状況の管理を行います。

なお、計画の定める量の見込みが大きく変動する場合には、必要に応じて計画内容の一部見直しを行います。



水巻町こども計画<概要版> 令和7年3月 発行：水巻町 子育て支援課

〒807-8501 福岡県遠賀郡水巻町頃末北一丁目1番1号

TEL：(代表) 093-201-4321 (内線) 132 FAX：093-201-4423

E-mail：kosodate@town.mizumaki.lg.jp